

一般事業主行動計画

全ての職員が仕事と生活の調和を図り、健康で働きやすい環境をつくるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：年次休暇の取得促進を図り、1人当たり年間取得日数10日を目標とする。

〈 対 策 〉

- 毎月のWLB（ワークライフバランス）会議において年次休暇の取得状況を確認するとともに、取得状況が低い者についての状況把握・原因追究を行い、取得向上を図る。

目標2：ノー残業デーを設定するとともに、超過勤務の縮減に努める。

〈 対 策 〉

- 月6回のノー残業デーを設定するとともに、毎月のWLB（ワークライフバランス）会議において超過勤務予定の事前確認及び効率的かつ効果的な実施方法を検討し、確認する。

目標3：配偶者の出産に伴う特別休暇の取得率100%を目標とする。

〈 対 策 〉

- 対象となる職員に、配偶者の出産に伴う次の特別休暇に関する情報提供を行い、取得率100%を目指す。
 - ・ 配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日以内
 - ・ 配偶者の出産の日から2週間の範囲内において3日以内

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間

2 内 容

目標：管理職に占める女性比率 41.5%以上

〈 対 策 〉

○ 次世代の管理職を育成するための研修を実施する。

3 女性の活躍に関する情報公表

【管理職に占める女性労働者の割合】

令和 5 年度…44.4%